

され続けてしまうことになり。我が国の安全保障が極めて深刻な影響を与えられるということになります。

ところが、今回政府は、このような場合のB国に対して、反撃できない、自衛権行使できないという答弁をされました。これはどういふことかと、その次のページ見ていただきますと、今度は、このB国の立場が日本になった場合どうなるかという話です。

つまり、例えばアメリカがA国の立場になり、その補給をする国が日本になった場合に、日本はその当該アメリカから攻撃を受けている他国から個別的自衛権を行使されますかということに、個別的自衛権が行使されるということになると、個別的自衛権の行使の対象は武力攻撃ですから、日本がやっているのはアメリカと一体化した武力の行使だということになってしまいますので、日本は、この行為を武力の行使と一体化してないという説明をするためには、B国に対しても反撃できないというふうには言わざるを得ないという状態になったんです。これは明らかに、全世界でアメリカの武力攻撃を支援するために我が国の自国防衛を犠牲にしたということです。むしろ、我が国の安全保障が重要だと考えるんだとすれば、このような法律を作つてはいけません。

一方で、そのことに対して追及された政府は、その後の答弁において、このような場合においてもやはり個別的自衛権が行使できる場合がある、B国に対してという答弁をしました。答弁を変えました。このように答弁を変えようということ自体が問題ですが、今度は、もしここにB国に対する個別的自衛権が行使できるとすれば、やはりこのB国の立場に日本がなった場合に、これは武力行使と一体化してはいませんかという問題が生じます。つまり違憲なのです。

どういふことかと申しますと、この法案は、実態において違憲な、武力行使と極めて密接な準備行為を行い、それを隠し立てするために我が国の個別的自衛権を犠牲にしている法案なのです。政

府・与党が本場に日本の安全保障環境を重視し、我が国を守ると思うのであれば、どうしてこのような違憲で、かつそれを隠すために自国防衛を犠牲にするような法律を作るのでしょうか。この法案はどこを向いて作られているのでしょうか。これがまず一つ重大な問題です。

もう一つ大変重要な問題が、自衛官による武器使用という問題です。

資料一でいうと、九ページを御覧ください。本法案では、他国の武器等を守るために自衛官が武器を使用して守れるという条文、これは自衛隊法九十五条の二という条文にございます。この条文の主語は自衛官です。自衛隊ではない、国でもない、自衛官です。そして、この守ることができる対象になっている武器等には艦船や航空機が含まれています。イージス艦が守れるということになります。つまり、どういふことかと、自衛官個人がアメリカのイージス艦を武器を使って守るといふことでもない規定になっています。

このように明らかに不合理な条文になっているのは、この行為をもしも我が国自身がやっている、組織的にやっているということになれば、これは明確に武力の行使だからです。武力の行使だと言われないためには、自衛官個人がやったということにしなければならぬのです。しかし、条文に自衛官と書いたからといって、この行為の本質が変わるでしょうか。実際には、明らかに武力の行使です。

更に申し上げますと、この場合には新三要件の縛りはありません。存立危機事態も認定されません。つまり、これは完全にフルスペックの集団的自衛権です。つまり、政府はこの条文においてフルスペックの集団的自衛権を認めてしまつています。限定されていません。以上より、この条文は明確な違憲条文であり、自衛隊法九十五条の二は必ず削除しなければなりません。

ちなみに申し上げますが、共産党等が提出された自衛隊の資料によると、この九十五条の二は使

さらに、このような不合理な規定を取つたことによつて一番しわ寄せを受けるのは、何と自衛官です。どういふことかと申しますと、この条文の主語は自衛官ですから、もしも万が一、他国が自国の民間船を盾にして攻撃してきたときに、それを自衛官が守つて、それが正当防衛や緊急避難を成立させない場合には自衛官個人が責任を取る事になります。我が国の刑法、あるいは当該攻撃をしてしまった国の国内法で罰せられる可能性があります。

自衛官は、一方で、自衛隊法百二十二条の二という条文で、上官の命令に従わなければ罰則が加えられます。自衛官は、上官の命令に従つてやむを得ず武器を使用した結果、正当防衛や緊急避難が成立しなければ罰せられる可能性があります。これは、自衛隊、自衛官の皆さんに胸が張れますか。我が国を守つてくれている自衛官の皆さんに胸が張れますか。

このように、この法案は違憲の問題を抱えているだけではなくて、法律自体が欠陥法案であり、また、極めて不当な結論を導くような不当法案です。したがって、まずは、政府は改めるべきところは改め、しっかりと合意の枠組みをつくることのできるのかということを探るべきです。

国会は立法をするところです。政府に白紙委任を与える場所ではありません。ここまで重要な問題が審議において明確になり、今の法案が政府自身を通してしまふ場合は、もはや国会に存在意義などありません。これは、単なる多数決主義であつて民主主義ではありません。

○回長(鴻池祥肇君) 陳述時間を過ぎておりますので、簡潔におまとめください。

○公述人(水上貴典君) 分かりました。

参議院がその良識を放棄したと国民に判断されないためには、今まさにしっかりとした審議を尽くすべきです。六十日ルールを使われたら参議院の存在意義がなくなるなどという方がいますが、参議院がその良識を放棄してしまつたら、それこ

そ参議院の存在意義など国民は決して認めません。

今こそ参議院の議員の先生方の良識に期待し、我々はそれを注視していることを申し上げ、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございます。

○回長(鴻池祥肇君) 以上で公述人の方々の御意見の陳述は終わりました。

これより公述人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願いますが、なお、質疑の時間が限られておりますので、御答弁は簡潔に行つていただくと、御協力のほどお願いを申し上げます。

○堀井巖君 自由民主党の堀井巖でございます。まずは、本日は四人の公述人の皆様におかれましては、御多忙のところ貴重な御意見を賜りましたことを、心から敬意と感謝を申し上げます。時間が限られておりますので、本日は、私の方は主に伊藤公述人に対し質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず一点目でございますが、安全保障環境がどのように我が国は変化してきたのかということでございます。

これまでの国会での質疑におきまして、これは政府の方の説明の中でも、例えば北朝鮮において弾道ミサイルが開発されて、日本を射程に収める弾道ミサイルが数百発も今配備されている、また、その先端部に載せられる核の小型化についても開発が進んでいるというようなこともございました。また、中国も、これまでに過去三十年間に四十倍に及ぶ軍事力の大幅な増強が見られて、特に、南シナ海等で活発な力による現状変更の試みが見られる。我が国固有の領土、領海であります尖閣諸島にも公船が日常的に侵入をしようとする状況がある。

昨日、安倍総理とベトナムの最高指導者でありますグエン・フー・チョン共産党書記長が会談をされたようでございますが、この中でも、中国の南シナ海における活動、岩礁の埋立て、軍事基地

化等に深刻な懸念が共有され、我が国のこの法案を含む積極的平和主義に書記長も支持を表明されたというふうなことがございます。

そこで、伊藤公述人にお伺いしたいんですけれども、これまで長く自衛官として我が国の防衛、海上防衛の任務に当たってこられたと存じますけれども、恐らく三十年以上前に自衛官になられたと思うんですけれども、その頃の安全保障環境と、そして今まさに、退官されたと伺いますが、この昨今の安全保障環境、どのように変化が生じているというふうにお感じになられたか、お伺いしたいと存じます。

○公述人(伊藤俊幸君) 今おっしゃられたとおり、一つは、中国海軍のアクレシブな動きです。数十年前には考えられないぐらい、どんどん太平洋側に出てきています。そして、南シナ海にも同じように出てきているということで、彼らは活動範囲をどんどん積極的に外へ出していると、これは間違いない事実です。

他方で、私が先ほど申し上げましたように、では、東シナ海で抑止が効いていないのかということ、それは違うと思っております。現在の状況でもきちっとした対応をしているので彼らは手が出せない状態があると、これは、今までの日本国の努力の成果、アメリカとの関係だと思えます。ただ、これからますます彼らは動きを止めないでしようから、であれば、先んじて我々がその体制を更に強めていく、それが今求められているのであって、ですから、そこを強化するために抑止力を高める、そのことが必要だと思えます。

先ほどおっしゃったように、ベトナムが典型です。今までベトナムは、確かに中国にいろいろやられていましたけれども、第三国である日本にそういうことを表立って言うことはありませんでした。ところが、彼らは、ここ二年ぐらいです、将軍たちが来て我々と会うと、一緒に言っていてくれ、共有してくれという意見に変わっています。要するに、彼らから見ると、中国は明らかにダブルスタンダードなんです、ベトナムに対す

るのと日本に対する態度が。ですから、ほら、日本の方がしつかり抑止が効いている、こと一緒にやりたい、これがベトナムの考えだと思えます。そういう意味で、今の流れは正しいのか、その方でもやるべきだと思えます。

○堀井巖君 ありがとうございます。今のお話に関連して、その抑止力というのを意見陳述の中でも出していただきました。今回の法案をなぜ出すのか、これは平和のためだ。なぜ平和のためなのか、抑止力を強化しようというところが相手に日本を、軍事的な挑発しようという思いを思いとどまらせると。そのことがまさに戦争を抑止する、平和を実現する大きな力なんだと、そういう考えで今回の法案が提出されているというふうには私は理解をしています。

その中で、特にいろいろ議論になっておりますこの限定的な集団的自衛権の行使。今回の場合、例えば米艦の防護を例に取りますと、アメリカの艦船があつて、そして日本の自衛隊の艦船がある。そのときに、相手国から見れば、現行の我が国の考え方を取れば、アメリカの艦船を攻撃したときには絶対にこの日本の海上自衛隊の艦船は反撃をしてこないんだという、このような見られ方に、認識になるわけで、実際にはできないと思えます。

今後、これがいつも常にできるようになるわけではなくて、先ほども触れられましたけれども、まさに国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限りてでありますが、この自衛隊の艦船も反撃に出るぞ、アメリカの艦船を攻撃したときに、この自衛隊の艦船も今言ったような限定的な場合には反撃するかもしれないぞということになるわけです。このことが抑止力の強化につながる、そしてまた我が国の防衛に極めて重要な日米同盟の信頼強化にもつながるといふふうに私は考えるんですけれども、この点について公述人はどのようにお考えでしょうか。

○公述人(伊藤俊幸君) まさに、今の状態です

と、他国からは、どうせ自衛隊は何もしないというふうな侮られているという状況だと思えます。ただ、今おっしゃったように、私は、反撃という用語ではないんだと思うんですね。今回の、先ほども言いましたように、我が国のこの必要最小限の実力行使というのは反撃ではないんです。ね。そこに来たものを排除するだけなんです。来たものを排除するだけです。

だから、いろんな議論が、まるで自衛隊はどこかへ行つてすごいことをやるんじゃないかと、こう取られているんですけれども、反撃ではないんです。反撃とか攻撃ではなくて、来たものを排除するだけなんです。これが憲法上認められた武力行使です。これは未来永劫変わらないんです。この今の憲法がある限り。

ですから、一緒にいる、アメリカに、それを攻撃しようとする潜水艦を排除することはあつても、反撃といつて、その国まで行つてということとは二〇〇%あり得ないわけですから、それが非常に誤解を生むワードになっているんじゃないかと私は思っています。反撃ではなくて排除だと思えます。

○堀井巖君 済みませんでした。私も、今まさにその必要最小限度のという趣旨で反撃と申し上げたんですが、確かに、今の概念、私も認識を共有して、これはまさに排除ということだろうというふうにお伺いしています。

次に、恐縮です、渡部公述人に一言お伺いしたいと思えます。今回の国会質疑の中でも度々出てまいりましたが、この平和安全法制を含む積極的平和主義については、既に、東南アジアの国々はもとより数多くの国々、四十か国以上の国々から今賛意と支持が示されているというふうになっております。もし本当にこれで戦争するということになれば、各回からすれば、これは大変日本が危なくなるぞというところになるわけですが、非常にこれは積極的平和主義だということでの賛意が示され

ているということなんです。この国際社会の中で今回のこの法案なり積極的平和主義がどのように認識されているか、公述人の御見解をお伺いしたいと存じます。

○公述人(渡部恒雄君) 各国いろんな反応があるんですが、総じて、東南アジアを中心に、中国のアサーティブというか、非常に強い強圧的なところに懸念を持っているところは、やはり日本とかあるいはアメリカとか、そういう国がある程度、安全保障、地域を安定させてくれるということへの期待は大きいんですね。これは間違いないと思えます。

欧米はどうかといいますが、やはり日本がある程度積極的にいるんにもう少し協力してくれたいいなと。つまり、アメリカの手も限られているしヨーロッパも限られているし、とにかく世界では課題山積ですから、イスラム国といひ、あるいはロシアの行動といひ、すごく難しいので、そこは、やはり日本は積極的に、内向きじゃなくてやってくれという期待の方が大きいと思えます。

日本が戦争を始めるというふうには、普通は、常識的には実力もないので思わないんです。ただ問題は、私は韓国のジャーナリストから聞いたんですけれども、日本のメディアとか国会が戦争法案、戦争法案と言っているの、本当はそうじゃないと思うんだけど、本当にそうかなと思つて心配になると言っていました。だから、私はすごく、この国会での議論ももう少し着実に冷静な事実を基に議論してほしいなと思つてここに來ているわけです。

○堀井巖君 ありがとうございます。終わります。

○那谷屋正義君 民主党の那谷屋正義でございます。今日は、私の生まれ育ったこの横浜の地で大事な法案の地方公聴会が行われること、市民の思い、そして国民の思いをしっかりと受け止めなければいけないという責任の下で、与えられた十分